

一般社団法人日本選挙キャンペーン協会 賛助会員規約

(目的)

第 1 条 本規約は、一般社団法人日本選挙キャンペーン協会定款（以下「定款」という）に基づき、賛助会員規約を次のように定める。

(会員の種別)

第 2 条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同・共感し、本会の活動を支援しようとする個人および法人とする。

2. 個人賛助会員は、別途定める会費を納める個人とする。
3. 法人賛助会員は、別途定める会費を納める法人または団体とする。

(入会手続き)

第 3 条 本会への入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入・提出し、承認を受けなければならない。

2. 個人賛助会員の入会は、原則として本会の正会員 2 名以上、または本会理事 1 名以上の推薦を必要とする。
3. 法人賛助会員の入会は、本会の正会員 2 名以上、または本会理事 1 名以上の推薦を必要とする。
4. 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出しなければならない。

(会費)

第 4 条 賛助会員は別表に定める会費を支払うものとする。

2. 納入された会費は、理由の如何を問わず返還されない。
3. 会費は諸般の事情により変更することができる。

(特典)

第 5 条 賛助会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

(会員資格の有効期間)

第 6 条 会員資格の有効期間は、本会が入会申込書を受け付け、入会承認の通知を発送、または送信した日から 1 年間とし、以後、退会の申し出がない限り、自動的に更新される。

(退会)

第 7 条 会員が本会を退会しようとするときは、退会届を文書にて提出しなければならない。

2. 退会し、会員としての資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本会が解散したとき
- (2) 個人会員が死亡したとき
- (3) 法人会員が法人格を喪失したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 1年以上、正当な事由なくして会費滞納したとき

(除名・資格剥奪)

第 9 条 本会は、以下の行為を行った、もしくは行ったとみなされる会員については、理事会に諮り、除名することができる。また、その旨を本会オフィシャルサイトで公開する。

2. 賛助会員の除名要件は下記の通りとする。
 - (1) 社会的公序良俗に反する行為
 - (2) 本会の品位・権威を著しく傷つける行為
 - (3) 本会の名称を許可なく使用する行為
 - (4) 本会役員の名を許可なく使用する行為
 - (5) 本会の評判を著しく貶める行為
 - (6) 上記に関わる一切の疑惑のある行為
 - (7) その他、上記以外の本会の主旨に反する行為

(権利義務)

第 10 条 賛助会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

2. 賛助会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。
 - (1) 総会、学術大会、その他本会が行う事業への参加
 - (2) 会費の納入
 - (3) 総会の議決の遵守
 - (4) その他本会の定款および規約等に定められるところの権利を行使し義務を負う。

(再入会)

第 11 条 会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

(補則)

第 12 条 本規約に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会にて定める。

付則：本規約は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以上

別表

会員種別による入会金及び年会費

会員種別	会費（年額）
賛助会員（個人）	60,000円
賛助会員（法人）	100,000円

会員の特典

- （1）本会が主催するセミナー等への会員優遇価格での優先受講
- （2）本会の保有するロゴマークの使用
- （3）その他、本会が行う活動への参加